

工事等請負契約に係る指名競争入札参加者の指名に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、田川広域水道企業団が発注する工事、又は、製造及び委託（以下「工事等」という。）の指名競争入札の指名に関し、一般競争入札及び指名競争入札に関する基準（令和5年告示第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名の方針)

第2条 指名にあたっては、一部の業者に偏重することなく、地元企業及び中小企業の保護助長に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう適格業者から公平に指名するものとする。

(指名の方法)

第3条 指名にあたっては、特別の理由がある場合を除き、競争入札参加有資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとし、次の順位により指名するものとする。

- (1) 管内業者（田川市、川崎町、糸田町及び福智町（以下「構成団体」という。）の管内に主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所をいう。）を有する者をいう。以下同じ。）
- (2) 準管内業者（主たる営業所を構成団体の管外に有し、支店、営業所等を構成団体管内に有する者をいう。）
- (3) 管外業者（前2号以外の業者をいう。）

2 前項の規定により入札参加者を指名する場合は、工事等の施工場所及び地域特性を考慮し、工事等の施工場所が属する構成団体内に営業所を有する者から選定することとし、その順位は前項の規定によるものとする。ただし、特殊工事、災害復旧工事その他これにより難い事由がある場合は、この限りでない。

(指名の基準)

第4条 業者の指名にあたっては、工事等の施工場所が属する構成団体が定める指名及び発注に関する基準等に則り、工事等の施工場所が属する構成団体の責任において指名案を作成する。

2 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に定める水道施設に係る工事においては、同法第5条に規定する施設基準に適合した施工技術を確保し、水道水の安全を

図るため、別に定める田川広域水道企業団水道管布設等工事の施工に関する規程（令和 5 年規程第 30 号）に基づき専門技術者を配置できる者を指名するものとする。

（入札参加者の指名者数）

第 5 条 競争入札者の指名者数については、工事等の種別、技術的難易度等を考慮し、3 人以上の入札参加者を指名するものとし、前条第 1 項の規定に準じて指名する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合には指名者数を減少することができる。

(1) 特別な技術を要する工事等の場合

(2) 工事等の種類や内容により、地域的に指名者数を確保することが困難な場合

（指名の停止）

第 6 条 工事等の競争入札に参加することができる資格を有する者、又は役員若しくは、使用人等が官公庁又は民間の工事等に関して工事事故を起し、不良工事若しくは、不正行為を行い、又は法令に違反した場合は、別に定める田川広域水道企業団建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（令和 5 年告示第 12 号）に基づき、指名を停止するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。